**物　品　売　買　単　価　契　約　書**

|  |  |
| --- | --- |
| １　案　件　名 |  |
| ２内　訳 |  | 規格（仕様） | 単　位 | 単価 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ３　 |  |
| ４　履　 行 期 　限 | 令和　　年　　月　　日 まで |

　上記の物品について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

受注者　　　　住　　　　所

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、物品に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　前項の仕様書等に明記されていないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

　（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

　（担当職員）

第３条　受注者は、この契約の履行に関しては、発注者の指定した担当職員（以下「担当職員」という。）の指示に従うこと。

（責任者）

第４条　受注者は、受注者に代わり履行状況を管理する責任者（以下「責任者」という。）を定めなければならない。

（措置請求）

第５条　発注者は、責任者がこの契約の履行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、担当職員がこの契約の履行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

　（履行状況の調査等）

第６条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

　（履行内容の変更等）

第７条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対してこの契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更するときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

２　発注者は、前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（期間の延長、損害金等）

第８条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに物品を納入することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

２　受注者の責めに帰する理由により、履行期限までに物品を納入することができない場合において、履行期限後に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、受注者は発注者に損害金を支払い、物品を納入することができる。

３　前項の損害金の額は、履行期限の翌日から物品を納入した日までの日数に応じ、契約金額から既納部分相当額を控除した額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した額とする。

４　発注者の責めに帰する理由により、第１３条第２項の規定による代金の支払いが遅れた場合、受注者は、発注者に対して支払期限の翌日から支払いをした日までの日数に応じ、支払金額に支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（一般的損害）

第９条　物品の引渡し前に、物品に生じた損害その他物品の納入に当たり生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

　（第三者に及ぼした損害）

第１０条　物品の納品に当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

３　前２項の場合その他物品の納入に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

　（損害のために生じた経費の負担）

第１１条　受注者は、契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費を負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

　（検査及び引渡し）

第１２条　受注者は、物品を納入したときは、遅滞なく発注者に対して納品書を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による納品書を受理したときは、その日から１０日以内に当該物品を検査しなければならない。

３　前２項の場合において、物品の納入及び検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　受注者は、第２項の検査に合格しないときは、直ちに取替え又は補修を行い発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、取替え又は補修を物品の納入とみなして前３項の規定を適用する。ただし、第２０条第３項を適用し、代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）する場合はこの限りでない。

５　受注者は、検査に合格したときは、遅滞なく当該物品を発注者に引渡すものとする。

（代金の支払い）

第１３条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第１４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。ただし、債務不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合はこの限りでない。

⑴　履行期限までに物品の納入を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑶　この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。

⑷　第１７条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑸　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、納入済みの部分を確認し、相応額を受注者に支払わなければならない。

第１５条　発注者は、物品が納入されるまでの間は、前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。ただし、受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務）

第１６条　受注者は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者からこの契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けた場合は、その旨について、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。なお、下請業者又は業務関係者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（受注者の解除権）

第１７条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　第７条第１項に規定する協議が整わないとき。

⑵　天災その他の不可抗力により物品を納入することが不可能となったとき。

⑶　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、発注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（発注者の損害賠償請求等）

第１８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　履行期限内に物品の納入を完了することができないとき。

⑵　この納入物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるとき。

⑶　第１４条第１項の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

⑸　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第８条第１項１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

⑹　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項に該当する時は、受注者は契約金額の１０分の１に相当する額を前項の損害賠償に代え違約金として発注者が指定する期間内に支払わなければならない。また、受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第１９条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第１７条第１項の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任）

第２０条　発注者は、納入した物品に契約不適合があるときは、別に定める場合を除き、発注者の指定した方法による履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）をすることができる。

２　前項に規定する場合において、発注者は、前項に規定する履行の追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　第１項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の勧告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金減額請求をすることができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

４　契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、追完請求、前項に規定する代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

５　発注者は契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないとき、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第２１条　発注者及び受注者は、この契約の履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。また、この契約の履行に当たる受注者の使用人も同様に義務を負い、この違反について受注者は、その責任を免れない。

（疑義等の決定）

第２２条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。